

千曲市庁舎及び庁舎敷地内での移動販売支援事業実施要領

1 目的

県内事業者等の出店機会の確保と地域経済の循環を目的として、千曲市庁舎及び庁舎敷地を移動販売の場として提供する。

2 概要

(1) 場所及び出店面積

千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市庁舎1階「ガレリア」：1区画当たり 約 4 m² (2 m × 2 m)

千曲市庁舎敷地内「こもれびテラス」：1区画当たり 約 20 m² (2.5 m × 8 m)

(2) 出店形態

「ガレリア」：販売コーナーの出店

「こもれびテラス」：キッチンカー及び自走式の移動販売車の出店

(3) 出店可能区画数

「ガレリア」：1日当たり 2区画まで

「こもれびテラス」：1日当たり 4区画まで

(4) 販売品目等

販売品目は酒類を除く飲食物・農産物（農産加工品等を含む。）・花卉類・工芸品とし、販売にあたり法令により必要となる許可、資格等を有すること。また、キッチンカーで出店する場合は長野県内の食品営業許可（移動営業車）を受けていること。

(5) 実施期間・営業可能時間

令和5年4月3日（月）～ 当面の間 の開庁日

（ただし、土・日・祝日を除く。）

午前10時から午後5時までの間（搬入・搬出にかかる時間を含む。）

※ 公用又は公共の用に供するため出店不可とする場合がある。

(6) 使用料（電気代を含む）

	市内事業者等	市外事業者等
ガレリア	1,000円/日	2,000円/日
こもれびテラス	1,000円/日+つなぎ局への手数料（別途）	

■ 市内事業者等とは、市内に本店、支店、営業所等を有する者

■ 市外事業者等とは、市内に本店、支店、営業所等を有しない者で長野県内に本店、支店、営業所等を有する者

3 出店申込資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づき当市の入札に参加させないこととされていないこと。
- (2) 市に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (3) 長野県内に本店、支店、営業所等を有する者で迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。
- (4) 千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第2条に規定する暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者でないこと。

4 出店申込方法

(1) ガレリアへの出店を希望する場合

千曲市庁舎及び庁舎敷地内での移動販売支援事業「出店申込書」兼「出店計画書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、出店を希望する日から起算して**5日前**までに市長に申し込むこと。（メール・FAX可）

- ① 行政財産使用許可申請書（様式第2号）
- ② 出店配置図（様式第3号）
- ③ 誓約書（様式第4号）

(2) こもれびテラスへの出店を希望する場合

一般社団法人ながの移動販売つなぎ局（以下「つなぎ局」）に事前に出店者登録の上、出店を希望する日から起算して**7日前**までにつなぎ局に申し込むこと。

5 出店者の決定

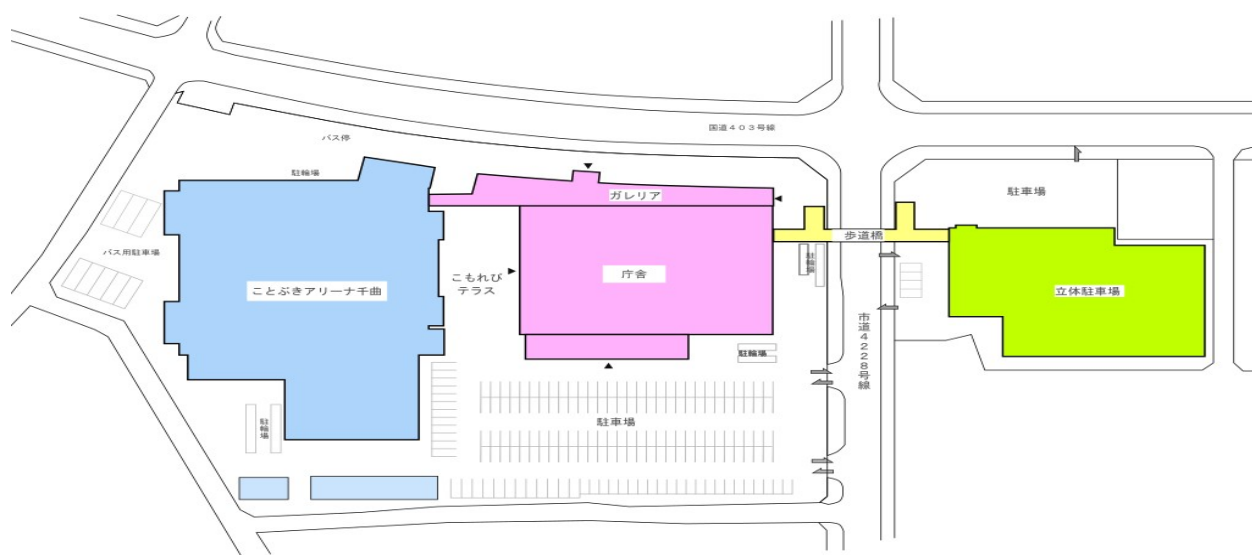
出店内容を確認し、適当と認められる者を先着順で決定する。なお、出店者ごとの申し込みは、「ガレリア」、「こもれびテラス」いずれかのうち1日当たり1区画、1週間当たり**1日（1回）**を限度とする。

6 注意事項

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には保健所より交付された許可証を車外から見える位置に表示すること。
- (3) ゴミ箱は必ず使用者が設置をし、発生したゴミ・排水は必ず持ち帰ること。使用後は直ちに清掃を行うこと。
- (4) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。

- (6) 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き行為を行わないこと。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (8) 雨天時等の出店判断は出店者が自ら行うこと。出店を中止する場合は、総務部総務課庶務係へ必ず連絡すること。また、つなぎ局経由の出店者はつなぎ局にも連絡すること。
- (9) 敷地内禁煙等、庁舎の使用に関するルールを遵守すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、食品取扱者の体調管理、マスク着用、手洗い、アルコール液による手指消毒等を徹底すること。
- (11) 出店者が公序良俗に反することをした場合、又は急激な感染拡大や荒天で事故の恐れがある場合等、市は出店を中止させる場合がある。この場合において、出店者に損害が生じてても、市は一切その責めを負わないものとする。

【 位 置 図 】



問い合わせ先】 千曲市総務部総務課庶務係 387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地
TEL 026 (273) 1111 内線4144・4143
メール syomu@city.chikuma.lg.jp